

学校法人佐藤学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人佐藤学園（以下「学園」という。）の寄附行為第59条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、副理事長（代表業務執行理事）及び常勤理事（業務執行理事）（職員理事含む）をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（校長含む）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤務年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、監事のうち、学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学園の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び常勤監事に対しては、年額報酬及び退任慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、月額報酬を支給する。
 - (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席の都度、日額報酬を支給する。
- 2 職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 第1項第2号及び第3号の日額報酬には、交通費を含まないものとする。

(役員の報酬額)

第4条 常勤理事及び常勤監事の報酬年額は、別表第1の金額を基準とし、理事会において承認した額を年額報酬とする。そしてこの年額報酬を12等分した金額を月額報酬として、毎月支給するものとする

- 2 常勤理事のうち、学園の職員と兼務する者については、前項の支給額から職員としての給与額を差し引いた金額を基準報酬額とする。
- 3 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬は、別表第2のとおりとする。
- 4 新たに常勤理事又は常勤監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 5 常勤理事若しくは常勤監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 6 常勤理事若しくは常勤監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(評議員の報酬)

第5条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬日額は、別表第3のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

第6条 常勤理事及び常勤監事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 常勤理事及び常勤監事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
- 3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の算定方法)

第7条 退任慰労金算定に係る基準報酬額は、常勤理事又は常勤監事を退任した月を基準とする。

- 2 在任期間は、常勤理事又は常勤監事として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- 3 退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に、在任期間と功績倍率を乗じて得た額とする。

功績倍率	理事長	3倍
	副理事長	2.5倍
	常勤理事・常勤監事	2倍
計算式	基準報酬額×在任期間×功績倍率	

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤理事及び常勤監事の報酬等の支給は、毎月定まった日(原則翌月15日)に支給する。

2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員(職員評議員を除く。)の報酬は、原則、毎翌月末に支給する。

3 退職慰労金は退職後速やかに支給する。

(交通費及び費用)

第9条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、学園旅費規程に定める。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第10条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第11条 学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年10月1日改定

別表第1（第4条第1項関係）

常勤理事及び常勤監事の報酬年額

理事長	1500万～3000万円
副理事長	1200万～2700万円
常勤理事・常勤監事	800万～2000万円
校長理事	700万～1800万円

決定するにあたっては、担当する業績（定量のみでなく定性的業務）を鑑みることとする。

別表第2（第4条第3項関係）

非常勤理事及び非常勤監事の報酬額

非常勤理事	理事会等に出席その他法人の業務	月額5万～10万円
非常勤監事	監査業務、理事会・評議員会に出席その他法人の業務	月額5万～10万円

別表第3（第5条関係）

評議員の報酬額

評議員 (職員評議員を除く。)	評議員会等に出席その他法人の業務	日額2万円
--------------------	------------------	-------

ただし、WEBでの出席および書面決議の場合は、日額1万円